

質問

輪番制で選任された役員に1回も理事会に出席しない理事がいます。 このような出席しない理事に対して金銭的なペナルティを課すことはできますか。



回答

管理組合運営が共済的事業という性格から、理事会に非協力的で出席しない理事に対して罰則として金銭を賦課することはなじまないでしょう。

なお、役員に報酬を支払っている管理組合で、欠席者には報酬を支給しないと規定している事例は見受けられます。

<ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。
 - 個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- ○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。